愛知県優生保護審査会における強制不妊手術の審査状況

	開催回数(回)		審査件数 (※1)			審査結果(※2)									「適」とされた者の年齢(※3)										「適」とされた者の診断を				申請 根拠			
						適			否			保留			男性					女性						の診断名(※4)				(※5)		
年度			男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	19 歳以下	20 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 歳以上	最年少	最年長	19 歳以下	20 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 歳以上	最年少	最年長	精神病系	精神薄弱系	精神病質系	身体疾患	旧法第4条	旧法第12条
昭和41年度 (1966)	1	ŀ	1	6	7	1	6	7			0			0			1					2	3	1	13		4	2		1	6	1
昭和42年度 (1967)	1		4	8	12	3	6	9			0	1	2	3	1	1	1				2		4				2	5		2	4	5
昭和43年度 (1968)	2		1	10	11	1	10	11			0			0		1			17 3	36	8	1	1			41	2	8		1	3	8
昭和44年度 (1969)	1			3	3		3	3			0			0					歳	歳	1		2		歳	歳	1	2			1	2
昭和45年度 (1970)	2		1	14	15	1	14	15			0			0		1				-	3	5	6				2	12		1	6	9
昭和46年度 (1971)	1		1	11	12	1	9	10		2	2			0		1					5	2	2				3	3		4	3	7
合計	8		8	52	60	7	48	55	0	2	2	1	2	3	1	4	2	0			19	10	18	1			14	32	0	9	23	32

- 備考 平成30年2月に確認された現存資料に基づき作成。
- ※1 「審査件数」は、旧優生保護法(以下「旧法」という。)第4条又は第12条に基づく医師からの申請により、愛知県優生保護審査会が手術の適否を審査した件数。
- ※2 「審査結果」は、「適」は手術適当、「否」は手術不適当、「保留」は適否の判断に至らなかったもの。
- ※3 「「適」とされた者の年齢」は、審査時点の年齢による。
- ※4 「「適」とされた者の診断名」は、診断名が多岐にわたるため、便宜上、「精神病系」「精神薄弱系」「精神病質系」「身体疾患」に分類して計上。 なお、複数の診断名が記載されている場合は、主たる診断名と考えられるものにより分類。
- ※5 「申請根拠」は、「旧法第4条」は遺伝性疾患による申請、「旧法第12条」は遺伝性のもの以外の精神疾患又は精神薄弱で保護者の同意による申請。